

町民部会の条例は以下の基本的な考え方で構成しています。

条例の理念目的

- 1.町民が主体な住民自治のまちをつくる。
- 2.町民が関心を持てるまちをつくる。
- 3.町民も議会も行政も責任を持って創意工夫をするまちをつくる。

条例の基本原則

- 1.情報を共有します。
- 2.町民が参画できます。
- 3.町民が協働します。

現状の条文案で解説が必要な難解な表現はない。

長い解説文をつけると読んでもらえなくなる。

解説文を作成するよりは、むしろ高浜市のような条例の概要版を作成し小中学生にも読んでもらえる条例になった方がよい。例、挿絵、イラストを入れる。

町民に関する規定		補足 [そもそも条例の本文が誰にでも理解できるような平易な文章であれば解説は不要。]
第10条	<p>〔まちづくり参画の権利〕</p> <p>町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。</p>	<p>補足</p> <p>町民と住民の定義問題が絡んでいるので町民という表現が適切か後で確認する。</p>
第11条	<p>〔未成年者のまちづくり参画の権利〕</p> <p>未成年の町民においても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p>	<p>解説</p> <p>具体的な意識を高めるための方策については、子ども会議等に取り組むように努めます。</p>
第12条	<p>〔まちづくり参画における町民の責務〕</p> <p>町民は、まちづくりに関する多様な活動が自治を育てるということ認識し、互いの活動を尊重しなければならない。</p>	<p>補足</p> <p>〔まちづくり参画における町民の〔責任、義務、責務、役割〕〕表現は後ほど再検討。</p>
第13条	<p>〔まちづくり参画における町の責務〕</p> <p>町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければならない。</p>	
第20条	<p>〔住民投票〕</p> <p>町民は、町長に対して住民投票を請求することができる。</p> <p>2 議会及び町長は、住民投票を発議することができる。</p> <p>3 住民投票の請求、発議、投票資格、住民投票結果の公表、その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 町長は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとする。</p>	
第30条	<p>〔まちづくり協議会〕</p> <p>町民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、地域で活動している多様な団体・まちづくりに関心を持つ個人などで構成されるまちづくり活動を行う組織(以下、「まちづくり協議会」という。)を設置することができる。</p> <p>2 まちづくり協議会は、当該地域の町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら町民自治活動を行うものとする。</p> <p>3 町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。</p> <p>4 町は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意志を可能な限り反映しなければならない。</p> <p>5 まちづくり協議会の組織及び運営等に関する事項は別に定める。</p>	<p>解説</p> <p>まちづくり協議会は、身近な課題は町民自身が主体的に考えて解決するための町民自治を強化する組織です。</p> <p>まちづくり協議会は、自治会、PTA、NPO、ボランティア団体、婦人会など地域代表する団体、まちづくりに関心を持つ個人、企業などが1つのテーブルにつき、地域の課題について話し合いそれぞれの力を結集させ、地域のよいところを伸ばしたり、課題を解決していくために協働調整対応する場です。</p>